

第 60 号議案

江東区との境界に関する争論の調停の申請について
上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 26 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

江東区との境界に関する争論の調停の申請について

中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地における大田区と江東区との境界に関する争論について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、同法第 251 条の 2 第 1 項の規定による調停に付することを東京都知事に申請するものとする。

（提案理由）

中央防波堤内側埋立地及び中央防波堤外側埋立地に係る大田区と江東区との境界について争論があり、いまだ確定していない。これを解決するために地方自治法第 9 条第 1 項の規定に基づき東京都知事に申請するため、同条第 4 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この案を提出する。